

東アジアにおける甲冑の系譜をめぐって

小林 謙一

はじめに

優れた武器・武具を備えることは、戦いにおいて、勝利を得るための条件の一つである。『魏志倭人伝』や『宋書倭国伝』の記載、あるいは、好太王碑等からは、弥生時代や古墳時代には、日本列島統一に向けての戦いや対外的な戦いがあったことが知られる。それゆえ、機会あるごとに、より性能の高い攻撃用武器や防禦具が創り出され、また、それらの導入が図られたことは、想像に難くない。攻守は表裏一体の関係にあり、したがって、攻撃用武器と防禦具は、相互に関連して変遷する。つまり、新しい攻撃用武器に対して防禦策が講じられ、その防禦に対して、また、新たな武器が登場する。弥生時代における木製防禦具の出現から古墳時代における鉄製甲冑の普遍化にいたる過程、あるいは、それと密接に関係してくる石製武器の大型化や重い鉄鍬の存在は、このことを明瞭に物語っているのである¹。ところが、5世紀第2四半世紀には、攻撃用武器と防禦具のいずれにおいても、新しい装備が出現しており、それまでの変遷とは、少し事情を異にしているようである。これらは、本来的には騎兵の装備であり、従来から、漠然とではあるが、韓半島、さらには中国の東北地方等にその源流があると考えられてきた。

韓半島における甲冑関係の資料が、次第に蓄積されていく一方で、後者の地域については、近年、中国遼寧省北票において、時期的にも古墳時代に近い前燕時代の甲冑類が出土した。地理的に両者の間にある韓半島出土の甲冑も考慮して、これらの系譜関係について検討することが、5世紀第2四半世紀の日本列島に出現した新装備の源流を追求するうえで必要なことは、言うまでもないことであろう。小稿では、こうした観点から、まず、中国で出土した甲冑について、次いで、韓半島で出土した甲冑について分析し、日本列島から出土した甲冑も含めて、それらの系譜関係について検討を加えることにする。

I 中国の甲冑

中国においては、銅、鉄、皮革、骨といった様々な素材でつくられた甲冑が各地域から出土している。そのなかで、鉄製の甲冑は、河北省易県燕下都44号墓出土冑²のように、戦国後期の例もあるが、主として漢代以降に普及する。それらは、いずれも小札で構成されてい

るため、小札が散乱した状態で、あるいは逆に小札塊となって出土することが多い。したがって、その構造等を明らかにするためには、復原的研究に頼らざるをえない。そのなかで、数は少ないが、主として西漢代の甲冑の様相を知りうる例がいくつかある。それらによると、西漢の時代にあつては、胴部を構成する小札に、大別して、鞋形あるいは楕円形に近い小形のものと、細長い長方形のものがあつたことが知られる。ここでは、胴部を前者の小札で構成するのを鎧甲Ⅰ、後者の小札で構成するのを鎧甲Ⅱとする。

まず、小札の重ね方と綴じ方を中心に、復原された鎧甲Ⅰの諸例を検討することからはじめたい。鎧甲Ⅰの胴部は、陝西省西安市北郊西漢墓出土鎧甲³(図1-1)を例にとると、鞋形をした小札の円端部を下にして、上から下に向かって順次下に重ねて構成される。その綴じ方は、上下方向の可動性がない固定綴による。これに対し、腰から下を守る草摺と上腕部を覆う上膊甲は、隅丸長方形の小札を上から下に向かって順次上に重ねており、上下方向に伸縮性を有す可動綴である。着用にあたっては、右脇で開閉する。山東省臨淄県齊王墓第五号随葬坑から出土した鎧甲Ⅰ⁴(図1-3)も、基本的には同じである。ただ、上膊甲に胴部と同じ鞋形の小札を用いている点が若干異なる。また、広州南越王墓から出土した鎧甲Ⅰ⁵は、胴部のみで、上腕部、腰から下の防具を伴っていない。吉林省榆樹老河深遺跡から出土した鎧甲Ⅰ⁶も同様に胴部のみである。既述した3例より、一回り大きい楕円形に近い小札を上から下に順次下に重ねて構成する。小札の大きさだけでなく、小札の綴じ方も異にするようである。一方、河北省滿城漢墓から出土した鎧甲Ⅰ⁷は、これらとは、前正面で開閉することと上腕部の防具が筒袖になっている点で異なっている。このように、いくつかの相違点があるとはいうものの、基本的には、胴部は鞋形の小札を、上下方向には固定綴により下重ねにし、腰部や上腕部は可動綴により上重ねにした鎧が、かなり広範囲で普及していたと考えられるのである。

これらに対し、内蒙古自治区呼和浩特市二十家子古城から出土した鎧甲Ⅱ⁸(図1-2)は、前正面で開閉し、細長い長方形の小札を、前胴は4段、後胴は5段に上から下に向かって順次下重ねにする。左右方向は、後胴中央を中心にして、左右に順次上重ねにする。小札の結合は固定綴である。肩部と腰から下は、可動綴により、鞋形の小札を上から下に順次上重ねにする。後胴上縁には、鎧甲Ⅰには見られなかった襟を綴じ付け、その左右には、下端が外折する細長い鉄板で構成される刀尖形の防具がつながる。また、古城内の別の遺構から出土した鎧甲片について、腿甲の可能性が指摘されている点は注意しておく必要がある。

上述してきた出土例のなかで、西安北郊西漢墓、齊王墓第五号随葬坑、老河深遺跡からは、鎧甲の場合とは異なって、それぞれに特徴のある冑が出土している。西安北郊西漢墓から出土した冑は、大小2枚の円形鉄板を重ねた伏板とその周囲に配した細長い花卉形小札、主要部の楕円形小札で冑鉢を構成し、隅丸長方形小札から成る鋳と楕円形小札から成る護耳板(頬当)を伴う。小札の重ね方は、左右方向では正面中央から左右に順次下重ね、上下方向で

は、冑鉢と護耳板が上から順次下重ね、鍔が順次上重ねとなる。鍔のみが上下方向に可動性を有する(図2-1)。齊王墓第五号随葬坑から出土した冑は、正面が一段高い円錐台状を呈し、頂部は伏板がなく、開放している。鞋形の小札を、左右方向には正面中央から順次下重ね、上下方向では、上から順次上重ねにしている。頬当を伴うが、鍔はない。老河深遺跡から出土した冑(図2-5)は、小札ではなく、内彎した細長い梯形状の鉄板20枚を正面中央から左右に順次下重ねにして綴じ合わせて冑鉢としている。正面中央の梯形板のみ、下端が剣先状に尖る。頂部には半球状の伏鉢があり、固定綴による小札鍔を伴う。このように、冑にあっては、鎧甲の場合と異なり、非常に多様性に富み、革綴であるという点を除けば、共通するところが認められないといえるほどの状況である。これが西漢代における時期的な違いによるものなのか、あるいは、広大な中国における地域的な特徴を示しているのかは、例が少ないため、現状では明らかにしがたい。

次に、近年発掘された前燕の時期と考えられる遼寧省北票の十二台88M1⁹や北燕の馮素弗墓¹⁰、さらには、高句麗の山城である遼寧省桓仁県五女山城¹¹等から出土した小札を検討すると、胴部を構成すると思われる細長い小札が多く含まれている。また、腰のくびれ部に用いる独特の彎曲を示す小札の存在や頭円下直截形をした小札の穿孔状況からは、上下方向では、小札を上から順次上重ねにする可動綴による鎧甲であったと推定される。固定綴と可動綴の違いは、単に小札の結合方法の違いだけにとどまらない。伸縮性の有無という点で、防禦具としての機能に影響を及ぼすものである。これらのことは、系譜的には、漢代の鎧甲Ⅱにつながる可能性を否定するものではないが、両者の間には、それ以上に大きな違いがあったことを示している。そこで、この可動綴による鎧甲を鎧甲Ⅲとする¹²。復原的研究はこれからというものの、4世紀から5世紀にかけて、中国東北地方においては、この可動性のある鎧甲Ⅲが普及していた可能性が高いといえるであろう。なお、この時期には、上述した例より幅の広い小札が出土している。小札の形状が異なるだけで、鎧甲Ⅲの範疇に収まるのか否かは明らかではない。あるいは、胴部だけの鎧が存在した可能性も考えられよう。

この時期の冑は、遼寧省の十二台88M1、北票喇嘛洞墓地から出土している。十二台88M1出土例(図2-8、図版8-1)は、内彎した細長い梯形状の鉄板34枚を正面中央から左右に順次下重ねにして綴じ合わせて冑鉢とする。正面中央の梯形鉄板は、下端がV字形に尖り、その左右各3枚の梯形鉄板の下端は、視界を妨げないよう、弧を描くように削り込まれている。頂部の伏板は、2枚の円形鉄板から成る。この2枚の円形鉄板で、冑鉢を構成する梯形鉄板の上端を表裏から挟み込み、伏板の円形鉄板どうしを6本の釘で留めることによって固定する。そのなかに、脚端を叩きつぶすことによって留める鉤留技法ではなく、明らかに、脚端を叩いて折り曲げて留めている釘留技法とでもいうべきものを確認することができる。梯形鉄板下端の穿孔の存在からは、覆輪が施され、小札鍔を伴うことがわかる。形態的には、西安北郊西漢墓や齊王墓第五号随葬坑から出土した例より、老河深遺跡出土例に近い。なお、

伏板上面には、6本の釘の内側に、さらに3本の釘が確認される。

喇嘛洞墓地からは2領の冑が出土している。喇嘛洞 I M5出土例¹³ (図版7-2)の伏板においても、十二台88M1出土例と同様の技法を確認することできる(図2-9)。本例は、柊葉形とでもいうべき鉄板を鋌留にして冑鉢を構成している。鉄板の上重ねになる側辺は屈曲し、途中3カ所で尖出している。これに対し、下重ねになる辺は直線的である。したがって、正面中央の鉄板は両側が屈曲し、背面中央の鉄板は梯形である。この尖出部で鉄板相互を鋌留にしている。頂部には、管が残っており、管下端を3つに割いて、上の伏板にのみ留めている。上下方向に可動性を有する小札綴をとまなう。既述した十二台88M1出土冑の伏板に残る内側3本の釘も、いまは失われた管を伏板上に留めていたものであろう。次に、喇嘛洞 I M17で出土した冑¹⁴ (図版7-3)は、これとは外観を異にしている。いわゆる蒙古鉢形をした冑で、緩くS字状に彎曲する幅の広い鉄板9枚を鋌留にして冑鉢を構成する。頂部は開放しているが、冑鉢鉄板上端に残る穿孔から、有機質を素材とした伏板、あるいは伏鉢があったと考えられる。

また、十二台88M1からは、外反する梯形鉄板をつないで首周りの防具とした頸甲(図版7-1)が出土している。二十家子古城出土鎧甲Ⅱの後胴上縁に綴じ付けられた襟とそれに続く刀尖形防具に改良が加えられ、付属具として成立した可能性も考えられるであろう。このほか、十二台88M1や喇嘛洞 I M5では、馬甲、馬冑も出土しており、重装騎兵の装備として整えられていた状況を窺うことができる。このことは、鎧甲Ⅲの出現と重装騎兵装備の成立が密接に関連してくる可能性を示唆しているのであろう。

さらに時期が降って、河北省臨漳県鄴南城の城外の濠からは、北斉と推定される25領の鎧甲と12領の冑が出土しており、これまでに、その一部について報告されている¹⁵。鎧は鎧甲Ⅲと推定されるが、通有の小札のほかに、比較的幅の広い大型長方形鉄板も用いている。報文によると、冑にはⅠ型とⅡ型があり、Ⅰ型が11領、Ⅱ型が1領出土している。Ⅰ型は腕を伏せたような冠帽形で、前後左右の4枚の鉄板で冑鉢をつくり、九花形の伏板・伏鉢の頂部に管がつく。小札で構成した綴と護耳板を垂下する。Ⅱ型は、全く彎曲を示さない縦長の梯形鉄板21枚を正面中央から左右に順次下重ねにして綴じ合わせ、冑鉢をつくる。正面中央から背面に向け、鉢の高さが逡減しているため、側面から見ると、円錐台の上部を斜めに切り落とした形になる。頂部は開放であるが、梯形鉄板上端に残る穿孔から、有機質素材の伏板があったと想定される。小札綴は、上から順次上に重ね、前から後中央に向けては、順次下に重ねており、上下方向の可動性を有する。このほか、付属具と考えられる資料もあるが、その詳細は不明である。

ここまで、いくつかの資料について記述してきたが、鎧甲よりも冑において多様性が認められる。こうした違いが時期的な変遷を示すものであるのか、地域的な特徴を示すものであるのか、あるいは、その両者によるものかは、公表された資料の限界もあって、明確にし難

いのが現状である。そうしたなかであって、中国東北地方において、4世紀代に重装騎兵装備が成立している事実は、可動綴による鎧甲Ⅲの存在がこれと関係している可能性も含めて、注意しておく必要があろう。

Ⅱ 韓半島の甲冑

韓半島は地理的に日本列島と近接しているため、古くから両者の間の交流が頻繁におこなわれてきたと考えられるのであるが、中国東北地方とは陸続きであるため、日本列島とは異なって、中国からの直接的な影響の及ぶ機会がはるかに多かったことは、想像に難くない。韓半島南部で出土する甲冑が、大きく、在地系、倭系、北方系の三つに分かれることは異論のないところであるが、それは、このような事情も反映しているのであろう。

在地系は縦長板短甲(図1-5)と称されるもの¹⁶である。後胴両肩部が鱗状に左右に張り出す例や、後胴上部に高い襟状の防具を取り付けている例が多く、さらには、頸部両側に側頸板を伴う例¹⁷もあって、ヴァラエティーに富む。地板の形状にもかなり個体差が存在する。地板の結合は、革綴による例もあるが、鉾留による例が多い。また、その鉾も、鉾頭が非常に小さいのが特徴といえよう。慶州およびその周辺から洛東江下流域にかけて分布する。縦長板短甲は、元来、皮革をつなぎ合わせて製作した鎧¹⁸があって、それを鉄板で製作するようになったと考えられるものである。一方、倭系は日本列島で出土するのと同様の甲冑類である。短甲では、長方板革綴短甲、三角板革綴短甲、三角板鉾留短甲、横矧板鉾留短甲等があり、冑では、三角板革綴衝角付冑、横矧板鉾留衝角付冑、小札鉾留眉庇付冑などがある。また、例は少ないが、頸鎧・肩鎧等の付属具の出土も知られている。いずれも、日本列島では、主として5世紀代の古墳から出土するもので、韓半島における出土例も、概ね日本列島と同様の年代観を示すものが多い。洛東江下流域で在地系と一部重なるとはいうものの、これまでのところ、主として、在地系の出土が確認されていない地域に分布する点は興味深い。

これらに対し、北方系は、その名が示すように、韓半島からみて北方に源流が求められる甲冑類であり、その点については、韓国の研究者の間でも、ほぼ見解の一致をみている。北方系は小札を用いた鎧であり、札甲、縦長板冑、頸甲等がこれに含まれる。札甲については、大別して、胴部だけの鎧と日本でいう胴丸式挂甲の2種が存在するようである。ここでは、前者を札甲A、後者を札甲Bとしておく¹⁹。復原的研究がそれほど進んでおらず、実態が明らかにされるまでにはいたっていないため、胴丸式挂甲にみられるような、腰のくびれに用いる特有の彎曲を示す腰札が確認できる例については、札甲Bとしうるが、そうでない場合は、いずれの鎧になるのか、判断し難いのが現状である。縦長板冑は、細長い梯形鉄板で冑鉢を構成するが、梯形鉄板が内彎し、腕あるいは鉢を伏せたような形状のものと、S字状に彎曲し、いわゆる蒙古鉢形をしたものがある。呼称は様々であるが、ここでは、前者を縦

長板冑A、後者を縦長板冑Bとする。頂部に、縦長板冑Aでは円板状あるいは円皿状の伏板、縦長板冑Bでは半球状の伏鉢を伴う。また、これらを遺存しない例もあり、この場合は、おそらく、有機質を素材とする伏板であったと考えられる。鉄板の結合は、鉚留によるものと革綴によるものがある。鉚を伴う場合は、小札を可動綴にしている。頬当(護耳板)は、時期が降るにしたがって、三角板、小札、長方形札と、構成する鉄板が変化していく²⁰。頸甲は、基本的に中国十二台88M1出土例と同様の首周りの防具であり、日本列島出土の頸鎧とは根本的に異なる。鉄板の結合に、鉚留と革綴がある。また、韓半島南部においては、5世紀になると馬甲・馬冑が出現する。4世紀代における札甲や縦長板冑、さらには馬具の存在が確認されていることから、重装騎兵の装備は、それらより遅れて導入されたと考えられる。

ここまで記してきた両地域の間にある高句麗については、従来、古墳に描かれた壁画の資料を中心に議論されてきた。絵画資料であるため、表現に精粗があり、また、多少の誇張、あるいは省略等がある可能性は捨てきれない。一方、出土資料についても、最近、吉林省集安の高句麗王陵の調査をまとめたなかで報告されている²¹。それによると、麻線墓区2100号墓、千秋墓(麻線墓区1000号墓)から出土した鎧甲小札のなかには、金銅小札が認められ、麻線墓区2100号墓、太王陵(禹山墓区541号墓)等においては、冑鉢を構成する可能性の高い鉄札が出土している。また、千秋墓、太王陵から出土した大型鉄札は、馬甲札になる可能性が高く、禹山墓区992号墓出土の馬甲片とされた鉄板は、馬冑片になると思われる。これらは、4世紀中葉から5世紀初にかけての資料である。いずれも断片的ではあるが、壁画に描かれた甲冑の範疇に納まるものである。出土資料が存在することによって、壁画に描かれている装備は、実際に用いられていた武器・武具を反映している可能性が高いと言えるであろう。ただし、壁画に描かれている足首までの下半身の鎧については、現在のところ、出土資料においては確認されていない。系譜関係を論じるにあたっては、現状では、資料不足の感が否めないが、上述したように、中国東北地方と韓半島南部の間に位置する高句麗においては、重装騎兵を含む武装であったことが知られるのである。なお、壁画の甲冑に認められる表現の違いは、鉄製甲冑と皮革製甲冑というような異なる素材を描き分けていることによるであろう。

Ⅲ 古墳時代の甲冑

日本列島においては、古墳時代を通じて900基近い古墳から各種の鉄製甲冑および付属具が出土している。そのなかで、短甲と冑は、主要部を構成する地板の形状と鉄板の結合方法の違いで分類される。初期の甲冑は、堅矧板革綴短甲、方形板革綴短甲と小札革綴冑で、主として4世紀代の古墳から出土する。出土例も多くはなく、それほど広く普及してはいなかったと考えられる。とともに、それぞれの短甲や冑が多様性に富み、形式として統一されて

いるとはいいがたい状況である。さらに注意しなければならないのは、ほぼ同時期に存在しているにもかかわらず、京都府相楽郡瓦谷1号墳出土例²²を除き、短甲と冑がセットとして出土していない、つまり、それぞれが単独で出土しているという事実である。特に、小札革綴冑については、冑だけが防禦具として単独で用いられることは考えにくいのである。奈良県天理市東大寺山古墳では革製漆塗短甲が出土し²³、兵庫県赤穂郡西野山第3号墳では、ツヅラフジ製短甲が出土しており²⁴、さらに、小札革綴冑を出土した滋賀県東近江市雪野山古墳の場合は、木製短甲の存在を十分に推定できるのである²⁵。これらのことから、小札革綴冑が、有機質を素材とした短甲と組み合わせて用いられていた可能性を想定しておく必要があるであろう。なお、大阪府茨木市紫金山古墳で篠籠手が相伴している²⁶のを除けば、基本的に鉄製付属具を伴っていない²⁷。ただし、革製漆塗草摺のような有機質を素材とした付属具は確認されている。また、わずか1例ではあるが、奈良県香芝市城山第2号墳からは、冑と同様の鞋形の小札を固定綴にした短甲(図1-4)が出土している²⁸。本来的には、小札革綴冑と組み合わせと考えられるのであるが、本例では、短甲のみが単独で出土している。上述してきた古墳時代初期の鉄製甲冑は、出土点数が少ないだけでなく、多様性に富む。また、基本的に短甲と冑が組み合わせられて出土していない事実からは、短甲が有機質素材を源流とする蓋然性が想定される²⁹ことも考慮すれば、それぞれが系譜を異にしていた可能性が考えられるであろう。

4世紀後葉になると、長方板革綴短甲という新しい形式の短甲が出現する。それは、統一した短甲製作技術が確立された結果であり、甲冑製作における最初の画期といえるものであった。また、鉄製の付属具として、頸鎧、肩鎧が出現している。そして、次に迎える画期が、5世紀第2四半世紀であり、このとき、甲冑製作に鋳留技法・鍍金技法が導入される³⁰。ここで注意しておきたいのは、単に技術革新が行われたにとどまらず、新しい武具として挂甲、眉庇付冑が出現している点である。その後は、鍛造技術の向上により量産に適した横矧板形式の甲冑が製作されるようになる。古墳時代の短甲で、もっとも数多く出土しているのが横矧板鋳留短甲である事実は、5世紀後半における需要の拡大とそれに応える量産化が行われたことを示すものであろう。

このように、古墳時代の甲冑は、出土量のみならず、その製作技術の変遷が辿れることもあって、それらの多くが日本列島内で製作されたとして、まず間違いないと考えられるのである。しかし、このような変遷のすべてが、日本列島において独自に展開しえたとは考えがたく、周辺地域から直接的、間接的に何らかの影響があったことは、想像に難くない。特に、5世紀第2四半世紀における画期に関連して注意しなければならないのは、この時期、日本列島において、既に須恵器生産が始まっているとともに、金銅製品の製作が行われるようになった可能性を指摘しうる点である。また、馬具が普及するのも、この時期以降のことである。このような新しい製品の出現は、技術工人の渡来によってなされたと考えられるのであ

る³¹。一方、攻撃用武器にも変化が認められる。槍に代わって鋭く丈夫な鋒先をした矛が普及し、鉄鏃にも長頸鏃が現れる。さらに、矢を携行するのに胡籙が用いられるようになる。韃の場合、鏃を上にして収め、移動に際してはこれを背負うのに対して、胡籙の場合は、矢筈を手元の方にして収めて腰から下げているので、馬上でも弓矢を扱うことができる。つまり、胡籙は騎兵に適した矢の携行具ということができる。防禦具における挂甲の出現のみならず、それまでにない新たな攻撃用武器が出現している事実は、馬具の普及にみられるような乗馬の風習の定着も考慮すれば、この時期、新しく導入された武器・武具は、騎兵としての装備であったとみて差し支えないであろう。

Ⅳ 東アジアの甲冑

前章まで各地域の甲冑について記してきたが、韓半島や日本列島で出土した甲冑には、その地域で独自に成立、展開したと考えられるもののほかに、他地域からの直接的、間接的な影響によると十分に推測しうるものが少なからずある。そこで、後者の例について、相互の関係を検討することにした。すなわち、小札を用いた甲冑の系譜関係であり、さらには、韓半島についていえば北方系の甲冑、日本列島についていえば5世紀第2四半世紀に新たに出現した甲冑である。

現在のところ、日本列島の小札革綴短甲としては、城山第2号墳出土例が唯一であり、その形態や小札の形状等からは、中国の鎧甲Ⅰとの関連をうかがわせるものである。しかし、上下方向の小札の重ね方に着目すると、城山第2号墳出土例においては、小札を上から順次上重ねにしているのに対し、中国の鎧甲Ⅰにおいては、小札を上から順次下重ねにしている。中国の甲冑においては、原則として、固定した綴じ方をする場合は、上から順次下重ねにし、可動性を有す綴じ方をする場合は、上から順次上重ねにする。漢代にあっては、鎧甲Ⅱにおいても同様であったことが、二十家子古城の出土例から知られるのである。一方、京都府相楽郡椿井大塚山古墳³²、三重県伊賀市石山古墳³³（図2-2）、京都府瓦谷1号墳、滋賀県雪野山古墳等から出土した小札革綴冑は、それぞれに特徴があつて、多様性があるというものの、基本的には、西安北郊漢墓出土冑に類似した形態をしている。また、韓半島においても、慶山林堂E1号墳から小札革綴冑（図2-3）が出土している³⁴。頂部の構造は不明であるが、小札のみで冑鉢、護耳板を構成している。これらの冑鉢の小札の重ね方と綴じ方は、上から順次上重ねにした固定綴である。したがって、冑においてもまた、小札の重ね方は逆ということになる。同じように小札を固定綴にして構成するとはいうものの、西安北郊漢墓出土例とでは、上下方向の小札の重ね方が異なっているのである。現状では、両者の間に直接的な系譜関係をみいだすことに若干の躊躇を覚えざるをえないのである。ところが、齊王墓第五号随葬坑出土冑で明らかなように、小札を上下方向には上から順次上重ねにして固定綴にする技

法は、すでに西漢代から存在していたのである。小札の大きさ、冑の構造の違い等も関係しているのであろうか。綴じ方と小札の重ね方の原則は、鎧甲の場合に適用しうるものであり、必然的に固定綴となる冑鉢については、必ずしも対応してはいないのである。

日本列島で出土する挂甲は、基本的に小札を上から順次上重ねにする可動綴で組み上げられている。韓半島で出土する札甲に関しても、確認しうる例においては、同様である。これらは、可動綴であるだけでなく、小札の形状や綴孔の位置からも、中国東北地方に出土例がみられる鎧甲Ⅲの系譜につながってくる可能性が高いと考えられるものである。韓半島で出土する札甲についても、中国東北地方に系譜を辿りうるものである。さらに、韓半島の縦長板冑に関しては、時期的に先行すると考えられる中国東北地方の冑との形態的な類似を認めることができるであろう。例えば、縦長板冑Aである慶南金海郡礼安里150号墓出土例³⁵ (図2-6)は、伏板が有機質素材と推定されることと、大型小札1段の綴である点で少し様相を異にするが、基本的に、老河深遺跡から出土した冑と系譜的には同一である。ただ、伏板を有する縦長板冑Aの場合は、頂部のつくりの違いがみられ、老河深遺跡出土例が鉢状に高く盛り上がるのに対し、縦長板冑Aでは、低く皿状を呈している。いわゆる蒙古鉢形冑と称される形態をした縦長板冑Bは、高句麗古墳の壁画にも、同じような外観を示す冑が描かれている。半球状の伏鉢を有す例のなかには、慶南金海市杜谷22号墳出土縦長板冑³⁶ (図2-4)や慶南陝川郡玉田35号墳出土縦長板冑³⁷のように伏鉢上に管を伴う例がある。比較的幅の狭い縦長板を用いることが多いが、慶南金海市良洞里78号墳出土例³⁸ (図2-7)では6枚、慶南陝川郡玉田70号墳出土例³⁹では8枚と、幅の広い縦長板を用いている。前者は碗状、後者は半球状の伏鉢を有している。伏鉢の有無という違いこそあるものの、その外観は、既述した中国遼寧省喇嘛洞ⅠM17出土例に共通する。このほか、縦長板冑には、十二台88M1出土例等において認められる、正面中央の梯形鉄板の下端がV字形に尖る、あるいは、その左右に続く梯形鉄板の下端を、弧を描くように削り込む、といった特徴が認められるのである。また、頸甲については、一見して、中国東北地方と韓半島のそれが同一系譜にあることは、論を俟たないであろう。ただ、十二台88M1出土例等の2枚の伏板を用いる技法は、韓半島出土例では、確認されていない⁴⁰。

上述してきたように、韓半島の縦長板冑は、中国東北地方の影響を受けて成立したとみて、まず間違いのないものであり、頸甲についても同様である。なお、5世紀になると韓半島、なかでも加耶を中心に出土する馬甲・馬冑も北方系であることは、中国東北地方の十二台88M1や喇嘛洞ⅠM5で、時期的に先行する例が出土していることから明らかであろう。このように、韓半島の北方系の甲冑は、中国東北地方の騎兵装備と密接に関係しているのである。

このような状況にあって、日本列島の5世紀第2四半世紀に出現する眉庇付冑については、未だにその源流を明確にしえないのである。奈良県五條市猫塚古墳から出土した金銅装蒙古鉢形眉庇付冑⁴¹は、その冑鉢の形態が、韓半島の縦長板冑Bに類似するともいえる例である。

頂部の伏板や伏鉢、あるいは管については、既述したように、韓半島や中国東北地方の冑にも見出すことができるが、その最大の特徴とでもいうべき、前額部につく扇形をした眉庇は、他地域での類例が知られていない。冑鉢に腰巻板、胴巻板を用いている点についても同様である。もっとも、この点に関しては、先行する衝角付冑において既に用いられているのであり、それは、4世紀後葉に確立した帯金式短甲を製作する技術に繋がってくる。さらに、金銅装眉庇付冑に見られるタガネ彫文様や透彫文様からは、渡来した技術工人が眉庇付冑の製作に密接に関与していたことが知られるのである。ここにおいて、眉庇付冑の源流を他地域で見出せないこともあって、新装備の導入にあたり、韓半島等からの影響を受け、日本列島で眉庇付冑が創出された可能性を考える⁴²こともできるといえよう。しかし、東アジア、特に中国において、関連する甲冑の資料がいまだ十分とはいいきれない現状を考慮すれば、早急な結論は控えるべきであろう。なお、奈良県奈良市墓山第1号墳からは、短甲、衝角付冑等のほか、数多くの小札とともに、鉾留頸甲の破片と縦長板冑Bの冑鉢を構成すると考えられる梯形鉄板が出土している⁴³。韓半島からセットとしてもたらされた可能性が考えられるものである。

むしろ、興味深いのは、新たに挂甲、眉庇付冑が登場したことにより、甲冑の組み合わせに変化が生じた点である。すなわち、それまでは、短甲と衝角付冑の組み合わせであったが、この段階で、在来の短甲と衝角付冑、新式の挂甲と眉庇付冑という組み合わせにはならず、眉庇付冑の多くが短甲と組み合わせて用いられている状況が認められるのである。一方、従来、短甲と組み合わせていた衝角付冑は、短甲と組み合わせることもあるが、多くは挂甲と組み合わせ、古墳時代が終わりを告げるまで、形式変遷を遂げていくのである。さらに短甲の付属具として、小札草摺が出現する。これは、まさに挂甲の草摺部に他ならない。また、短甲に伴う小札肩鎧の存在も知られている。このように、挂甲の一部や付属具が短甲の付属具として取り入れられているのである。その理由として、在来の付属具より身体を動かしやすいという利便性もあったであろうが、むしろ、そこに、新しいものを受容する側の事情が反映されているのではなかろうか。

韓半島においても、北方系である縦長板冑が、札甲のみならず、在地系の縦長板短甲にも組み合わせて用いられている。さらに、北方系の頸甲は、当然のことながら、札甲に伴う例が多いのであり、また、後胴上部に襟状の防具を伴う縦長板短甲と共存しえないのであるが、襟状の防具を伴わない縦長板短甲の場合には、付属具として共伴することがある。韓半島の甲冑は、北方系、倭系の甲冑がそれぞれのセットとして存在するのに対し、在地系の縦長板短甲においては、主として北方系の冑や頸甲で充当したと考えられるのである。ここにも、日本列島の場合と同様に、受容する側の事情といったものを窺うことができるであろう。

おわりに

上述してきたように、日本列島と韓半島は、いずれも、武装に関して、受容する側であった。また、新しい装備を導入するだけでなく、その一部を選択的に取り入れて、在来の装備を整えることも行われた。こうした状況は、系譜の異なる甲冑や付属具の組み合わせが存在する事実が、如実に物語っているのである。しかし、韓半島においては、中国東北地方の甲冑との系譜関係を指摘しうる縦長板冑や頸甲が数多く出土するのに対し、日本列島においては、それらが皆無に等しい。さらに、両地域における重装騎兵装備の出土状況も加味すれば、日本列島と韓半島で状況を異にしていたことは、明らかであろう。中国東北地方において4世紀代に成立していた重装騎兵装備が、5世紀になると、加耶を中心とする韓半島においてある程度普及している状況が確認される。一方、日本列島においては、和歌山県和歌山市大谷古墳で馬甲・馬冑⁴⁴が、滋賀県野洲市甲山古墳で馬甲札⁴⁵が、埼玉県行田市將軍山古墳で馬冑片⁴⁶が出土しているにすぎない。これらの例から、日本列島における重装騎兵装備の出現は、早くても5世紀後葉とせざるをえない。挂甲が日本列島の広範囲に普及している状況を考慮すれば、新たに導入された騎兵装備には、重装騎兵が含まれていなかった可能性とともに、上述したような選択的導入という視点も考慮すべきであろう。

重装騎兵の有無は、戦闘方法とも関係してくる。重装騎兵は、人馬ともに鉄製の防禦具を身に付けるのであるから、その分の重量だけ、馬に多くの負担がかかることになる。騎兵本来の特色である機動性を多少なりとも損なうことになるのであるが、直接敵の攻撃にさらされる部分を極力少なくした結果である。例えば、堅固な城壁に囲まれた敵の城に攻め入るには、城門を突破しなければならず、重装騎兵は、文字通り、敵の矢面に立って突き進むのである。こうした防禦施設の存在しない日本列島内では、重装騎兵の利点を発揮する場面がほとんどなかったのではなかろうか。古墳時代においては、日本列島内における戦闘を念頭に置いて武装が整えられたのであろう。

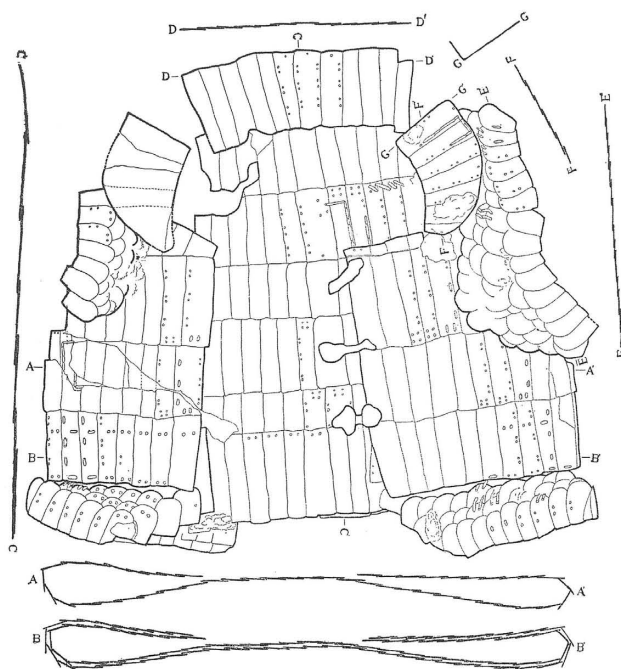
中国東北地方の甲冑類を初めて目にしたのは、1997年3月のことであった。建設後間もない遼寧省文物考古研究所の一室で、修復された馬冑や整理中の甲冑類を前にして興奮したことが、今更のように思い出される。また、三燕の甲騎具装について、通訳を介して、時には筆談に身振り手振りを交えて熱く語られた張克挙先生のお姿も忘れがたい。不帰の人となられたことが、かえすがえすも惜しまれる。

遼寧省文物考古研究所の方々をはじめ、本稿をまとめるにあたって、資料調査、文献探索等において、お世話になった多くの方々に対し、文末をかりて謝意を表したい。

なお、本稿の一部には、科学研究費基盤研究(C)『東アジアにおける武器・武具の比較研究』(平成16年度～平成19年度)の成果も含まれる。



1 中国・西安北郊漢墓



2 中国・二十家子古城



3 中国・齊王墓第五号随葬坑



4 日本・城山第2号墳

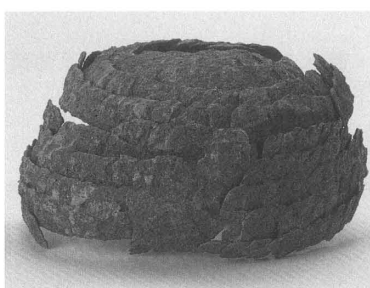


5 韓国・福泉洞57号墳

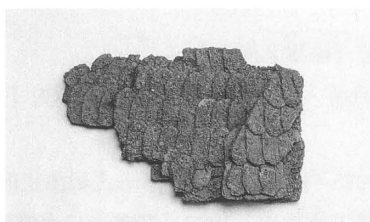
図1 東アジアの甲冑(1)



1 中国・西安北郊漢墓



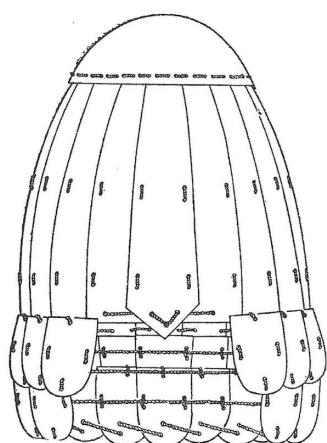
2 日本・石山古墳



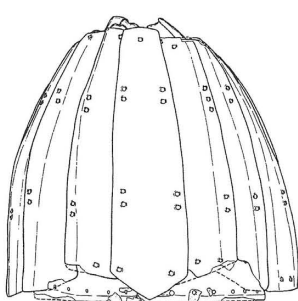
3 韓国・林堂E1号墳



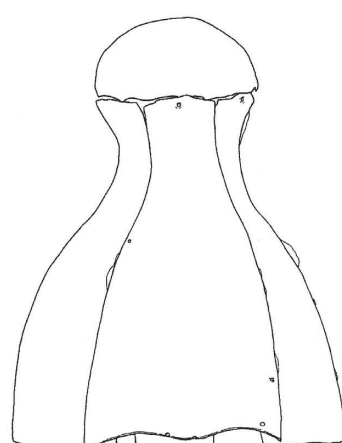
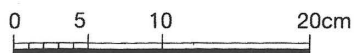
4 韓国・杜谷22号墳



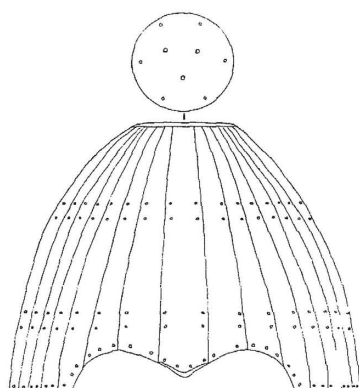
5 中国・老河深M97



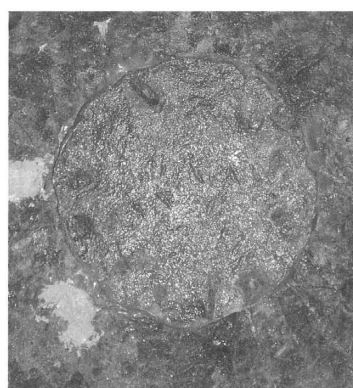
6 韓国・礼安里150号墳



7 韓国・良洞里78号墳



8 中国・十二台88M1



9 中国・喇嘛洞 I M5(左：表面、右：内面)

図2 東アジアの甲冑(2)

註

- 1 小林謙一 2000『古代武器・武具の研究－実用性の復元的研究を中心に－』『平成9年度～11年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告』
- 2 河北省文物管理处 1975「河北易県燕下都44号墓発掘報告」『考古』1975年第4期
- 3 白栄金 1998「西安北郊漢墓出土鉄甲冑の復原」『考古』1998年第3期
- 4 山東省淄博市博物館・臨淄区文管所・中国社会科学院考古研究所技術室 1987「西漢齊王鉄甲冑の復原」『考古』1987年第11期
- 5 中国社会科学院考古研究所技術室・広州市文物管理委員会 1987「広州西漢南越王墓出土鉄鎧の復原」『考古』1987年第9期
- 6 吉林省文物考古研究所 1987『榆樹老河深』
- 7 中国社会科学院文物考古研究所・河北省文物管理处 1980『満城漢墓発掘報告』『中国田野考古報告集考古学専刊』丁種第20号
- 8 内蒙古自治区文物工作隊 1975「呼和浩特二十家子古城出土の西漢鉄甲」『考古』1975年第4期
- 9 遼寧省文物考古研究所・朝陽市博物館 1997「朝陽十二台郷磚廠88M1発掘簡報」『文物』1997年第11期
- 10 黎瑤渤 1973「遼寧北票西官営子北燕馮素弗墓」『文物』1973年第3期
- 11 遼寧省文物考古研究所 2004『五女山城－1996～1999、2003年桓仁五女山城調査発掘報告』
- 12 小札の重ね方に関していえば、順次上重ねになるものをA型札甲、順次下重ねになるものをB型札甲とする分類が既にある(増田精一 1970「武器・武装－とくに札甲について－」『新版考古学講座』第5巻原史文化<下>)。これにしたがえば、鎧甲ⅢはA型札甲、鎧甲Ⅰ、ⅡはB型札甲になる。
- 13 遼寧省文物考古研究所 2002『三燕文物精粹』
- 14 遼寧省文物考古研究所 2002『三燕文物精粹』(前掲書)
- 15 中国社会科学院考古研究所考古科技実験研究中心 1996「鄴南城出土の北朝鉄甲冑」『考古』1996年第1期
- 16 最近の研究(宋楨植 2003『加耶・新羅の縦長板甲研究－構造復元を中心に』『釜山大學校大學院考古學科文学碩士學位論文』)では、縦長板甲という用語を用いている。
- 17 すでに指摘されている(金榮珉 2000「嶺南地域板甲に関する再考－皮甲の想定を中心に－」『蔚山史学』、第九輯)が、後胴上部の襟と側頸板は、二十家子古城から出土した鎧甲Ⅱのそれらとの関連性や、曾侯乙墓出土漆皮甲(湖北省博物館 1989『曾侯乙墓』『中国田野考古報告集』考古学専刊丁種第37号)に付属する襟甲のように、皮革製短甲において、既にそれらが備わっていた可能性は、十分に考えられる。
- 18 慶南慶山林堂遺跡出土の短甲木型(国立中央博物館 2005『国立中央博物館図録』)は、皮革製甲冑の製作に用いられたと考えられる。
- 19 この2種の札甲については、出土時期が異なることから、それぞれ古式札甲、新式札甲とする見解(張京淑 1999「嶺南地域出土縦長板冑に関する研究」『嶺南考古学』第25号)がある。古式札甲は、大形小札で構成され付属具を伴わない。本稿との関係では、古式札甲が札甲A、新式札甲が札甲Bとなる。ただ、中国東北地方では、4世紀代において、この2種の存在が確認される。

- 20 張京淑 1999「嶺南地域出土縦長板冑に関する研究」(前掲書)
- 21 吉林省文物考古研究所・集安市博物館 2004『集安高句麗王陵－1990～2003年集安高句麗王陵調査報告』
- 22 橋本清一・小林謙一・伊賀高弘 1994「古墳時代前期の鉄製甲冑の復原－京都府木津町瓦谷古墳出土の小札革綴冑・方形板革綴短甲－」『考古学と自然科学』第27号、
(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 1997『瓦谷古墳群』『京都府遺跡調査報告書』第23冊
- 23 金関恕 1962「東大寺山古墳の発掘調査」『大和文化研究』第7巻11号
- 24 植崎彰一・上田宏範・島田清・川端真治 1952『兵庫県赤穂郡西野山第三号墳』『有年考古館研究報告』第1輯
- 25 雪野山古墳発掘調査団 1996『雪野山古墳の研究』報告篇
- 26 京都大学文学部考古学研究室 1993『紫金山古墳と石山古墳』『京都大学文学部博物館図録』第6冊
京都大学大学院文学研究科 2005『紫金山古墳の研究－古墳時代前期における対外交渉の考古学的研究』『平成14～16年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))研究成果報告書』
- 27 千葉県木更津市手古塚古墳においても筒籠手の一方だけが副葬されていた(杉山晋作 1973「千葉県木更津市手古塚古墳の調査速報」『古代』第56号)。籠手の一方だけを副葬したということもありうるであろうが、手古塚古墳においては、甲冑類が出土していない。例えば弓手の防具といったような、単体で用いる場合も考えられるであろう。
- 28 白石太一郎 1974「城山第2号墳(第21地点)」『城山第2号墳出土の札甲』『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第29冊
- 29 小林謙一 2002「古墳時代甲冑の系譜と木甲」『文化財論叢』Ⅲ
- 30 小林謙一 1974「甲冑製作技術の変遷と工人の系統(上)(下)」『考古学研究』第20巻第4号、第21巻第2号
- 31 小林謙一 1974「甲冑製作技術の変遷と工人の系統(上)(下)」(前掲書)
小林謙一 1982「金銅技術について－製作工程と技術の系譜－」『考古学論考』
- 32 梅原末治 1964『椿井大塚山古墳』『京都府文化財調査報告』第24冊
- 33 京都大学文学部考古学研究室 1993『紫金山古墳と石山古墳』(前掲書)
- 34 嶺南大學校博物館・韓国土地公社 2000『慶山林堂地域古墳群Ⅴ－造永EⅠ号墳－』『嶺南大學校博物館学術調査報告』第35冊
- 35 釜山大學校博物館 1993『金海禮安里古墳群Ⅱ』『釜山大學校博物館遺蹟調査報告』第15輯
- 36 釜山廣域市立博物館福泉分館調査保存室 1999『古代戦士と武器』
- 37 慶尚大學校博物館 1999『陝川玉田古墳群Ⅷ 5・7・35号墳』『慶尚大學校博物館研究叢書』第21輯
- 38 東義大学校博物館 2000『金海良洞里古墳文化』『東義大学校博物館学術叢書』7
- 39 慶尚大學校博物館 1988『陝川玉田古墳群Ⅰ 木槨墓』『慶尚大學校博物館調査報告』第3輯
- 40 現在のところ、この手法は前燕の墓からの出土例にしか知られていない。したがって、地域と時期が限られた手法であった可能性も考えられるであろう。
- 41 奈良県教育委員会 1962『五条猫塚古墳』『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第20冊
- 42 福尾正彦 1987「眉庇付冑の系譜－その出現期を中心に－」『岡崎敬先生退官記念 東アジアの考

古と歴史』下

- 43 佐藤小吉・末永雅雄 1930「円照寺墓山第一号古墳調査」『奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告』第11冊
- 44 京都大学文学部考古学研究室 1959『大谷古墳』
- 45 滋賀県埋蔵文化財センター 1996「日本で2例目の馬甲出土 野洲町 国史跡大岩山古墳群(甲山古墳)」『滋賀埋文ニュース』第195号
- 46 埼玉県立さきたま資料館 1997『将軍山古墳《史跡埼玉古墳群整備事業報告書》－史跡等活用特別事業－確認調査編・付編』

【図出典】

- 図1-1：『考古』1998年第3期 図版5、1-2：『考古』1975年第4期 p.250図1、1-3：『考古』1987年第11期 p.1039図9、1-4：『奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告』第29冊 p.80第62図、1-5：『古代戦士と武器』 p.58
- 図2-1：『考古』1998年第3期 図版5、2-2：『紫金山古墳と石山古墳』 p.51、2-3：国立金海博物館 2002『韓国古代の甲冑』 p.54、2-4：『韓国古代の甲冑』 p.50上、2-5：『楡樹老河深』 p.140図127、2-6：『金海禮安里古墳群Ⅱ』 p.178図面132、2-7：『金海良洞里古墳文化』 p.162図面39、2-8：『文物』1997年第11期 p.22図6